

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表町田市成瀬コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表センターの名称の欄中「町田市成瀬コミュニティセンター」を削る。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

別表第 2（第 4 条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前 9 時から正午 まで)	午後(午後 1 時から午後 5時まで)	夜間(午後 5 時 30 分か ら午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10時まで)
略	略	略	略	略	略
町田市南町 田コミュニ ティセンタ ー	会議室	700	900		
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市鶴川市民センター	グランドピアノ	半日につき 500円
町田市南市民センター		全日につき 800円
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセン ター		

町田市木曽山崎コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセンター		
町田市木曽森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

別表第 2（第 4 条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前9 時から正午 まで)	午後(午後1 時から午後 5時まで)	夜間(午後5 時30分か ら午後10 時まで)	全日(午前9 時から午後 10時まで)
略	略	略	略	略	略
町田市南町 田コミュニ ティセンタ ー	会議室	700	900		
町田市成瀬 コミュニテ ィセンター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	会議室(1)	900	1,300	1,400	3,600
	会議室(2)	700	900	1,100	2,700
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市鶴川市民センター	グランドピアノ	半日につき 500円
町田市南市民センター		全日につき 800円
町田市なるせ駅前市民センター		

町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセン ター		
町田市木曽山崎コミュニティセン ター		
<u>町田市成瀬コミュニティセンター</u>		
町田市つくし野コミュニティセン ター		
町田市木曽森野コミュニティセン ター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略